

武雄ブランド浸透事業支援業務委託に係る公募型プロポーザル方式実施要領

1 目的

武雄ブランド浸透事業支援業務委託に係る公募型プロポーザル方式実施要領（以下「実施要領」という。）は、武雄ブランド浸透事業支援業務委託選定について、必要な事項を定めるものとする。

2 業務委託選定の概要

(1) 件名

武雄ブランド浸透事業支援業務委託選定

(2) 業務委託選定の目的

武雄市シティプロモーション室では、武雄市の新しいキャッチコピー「それ、武雄が始めます。」と武雄市ブランド公式ロゴのさらなる活用を推進している。

令和2年3月に策定する「武雄市総合戦略」に向けての市民の意見聴取などを含め、今後の武雄市ブランド戦略について市民参加型のワークショップの実施など、武雄ブランドの浸透・活用を進めていくための支援を委託する。

この事業を計画的・効果的に進めるため、高度な企画力や創造力、豊富な実践経験や専門的な知識を有する人材が必要と判断し、総合的知見からプロポーザル方式により業務委託者を選定するものとする。

(3) 業務の内容

「武雄ブランド浸透支援業務委託仕様書」、「武雄ブランド浸透支援業務委託に係る公募型プロポーザル企画提案書等作成要領」及び「武雄市財務規則」による。

3 条件

(1) 委託業務期間

業務委託締結の日から令和2年3月31日まで

(2) 委託予定上限額（消費税及び地方消費税を含む）

1,300千円以内

4 実施方式

公募型プロポーザル方式

5 参加資格

参加表明時において、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 対象となる契約案件についての武雄市競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (3) 武雄市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等措置要領（平成23年訓令第3号）による指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てをした者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けたものを除く。
- (5) その他選定委員会が必要と認めた要件。

6 参加の方法

参加表明事業者（以下「事業者」という。）は、武雄市が指定した期間内に以下の提出書類を必要部数提出しなければならない。

(1) 提出書類・必要部数

- ア 様式1 「公募型プロポーザル参加表明書」 1部
- イ 様式2 「秘密保持誓約書」 1部
- ウ 任意様式「同種・類似事業の実績が分かる書類（実績報告書）」 7部
- エ 任意様式「業務実施体制」 7部
- オ 任意様式「会社概要」 7部

なお、ア～エの書類については、社名の記載と社印の押印及び契約締結権限者名の記載とその印を必ず押印したうえで提出すること。

(2) 提出方法及び提出窓口

ア 提出方法

事前に電話連絡のうえ、下記提出窓口まで直接持参または郵送すること。

イ 提出窓口

〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和12番地10
武雄市企画部広報課（担当：古賀）
電話 0954-23-9121（直通）

(3) 提出期間及び受付期間

ア 提出期間

令和元年11月7日（木）正午まで（ただし土日・祝日を除く。）

イ 受付

午前9時～正午まで、及び午後1時～午後5時まで。

7 企画提案書等（資料）の提出

参加表明書を提出した事業者は、別途提供する「武雄ブランド浸透事業支援業務委託に係る公募型プロポーザル企画提案書等作成要領」に基づき、次に掲げる書類を令和元年11月13日（水）正午までに提出するものとする。

- (1) 任意様式「企画提案書」
- (2) 任意様式「経費見積書」

8 本プロポーザルに係る提出書類等における留意事項

(1) 書類の差替え

提出後の書類の差替え等、再提出は、受け付けない。

(2) 提案書提出時に発生した汚損・破損等

提案書提出時に発生した汚損・破損等については、武雄市は、一切の責任を持たない。

9 本プロポーザルに係る提出書類等の著作権

提出書類の著作権は、各参加事業者に帰属するが、本プロポーザルに係る選定結果の公表等に必要な場合には、本市は提出書類の著作権を無償で使用できることとする。

ただし、本プロポーザルに関する公表等及び武雄市が必要と認める場合には、提出書類等の提出物を無償で使用できることとする。

10 質疑応答

本プロポーザルに関する質問については、次のとおり受付及び回答を行う。なお、受付期間を過ぎ
て提出された質問及び受付方法と異なる方法で提出された質問は、一切受け付けないものとする。

- (1) 受付期間 令和元年11月7日（木）午後5時まで
- (2) 受付方法 様式3「仕様書に関する質問票」を下記メールアドレスへ送信すること。なお、未到着を防止するため、送信後、必ず電話連絡にて着信の確認を行うこと。また、メールの件名を「武雄ブランド浸透事業支援業務プロポーザル質問」とすること。
E-mail : kouhou@city.takeo.lg.jp
電話連絡先：武雄市企画部広報課（担当：古賀）0954-23-9121（直通）
- (3) 回答方法 令和元年11月8日（金）までに、質問の有無に係わらず、参加資格を有するすべての事業者へ回答する。

11 審査概要

本プロポーザルにおける武雄ブランド浸透事業支援業務委託にあたっては、別途提供する「武雄ブランド浸透事業支援業務委託に係る公募型プロポーザル審査要領」に基づき、事業者から提出された企画提案書等の審査及び事業者からのプレゼンテーションを受け、企画提案書等内容を総合的に評価する。

(1) 一次審査

企画提案書等による書類審査を行い、得点の高い順に上位3位事業者までが一次審査書類通過したものとみなし、次のプレゼンテーション審査による審査の対象とする。

なお、プレゼンテーション審査における使用機器は参加事業者において、審査会場は市においてそれぞれ手配する。

ア 結果通知

令和元年11月15日（水）に当該審査を行った全事業者に対し、書面にて通知するものとする。
また、書面の通知と併せて電子メールを送信する。

イ 結果に関する問い合わせ

一次審査を通過しなかった事業者は、審査結果について、令和元年11月22日（金）まで書面にて説明を求めることができるものとする。

なお、提出にあたっては「6 参加の方法」の（2）に記載の提出窓口へ事前に電話連絡のうえ持参すること。

(2) プレゼンテーション審査及び総合審査

一次書類審査を通過した上位3事業者までに対して、プレゼンテーション審査を行い、その後、総合的に審査する。

(3) 審査結果

ア 優先交渉権者の決定

審査委員による審査の結果を市長に報告し、武雄ブランド浸透事業支援委託に係る優先交渉権者を決定する。

イ 審査結果の通知

前項目の決定に基づき、速やかにプレゼンテーション審査に参加した事業者に審査結果を通知する。

ウ 審査に関する問い合わせ

審査により、選定されなかった事業者は、審査結果について、結果通知到着後1週間以内に書

面にて説明を求めることができるものとする。

なお、提出にあたっては、「6 参加の方法」の(2)に記載の提出窓口へ事前に電話連絡のうえ持参すること。

1.2 スケジュール

事 項	実施期間または期日
参加表明書等提出期間	令和元年11月 7日(木) 正午まで
質問受付締切	令和元年11月 7日(木) 午後5時まで
質問回答	令和元年11月 8日(金)
企画提案書等提出締切	令和元年11月13日(水) 正午まで
一次書類審査	令和元年11月14日(木)
一次審査結果通知	令和元年11月15日(金) 予定
プレゼンテーション審査	令和元年11月21日(木) 予定
選定結果通知(優先交渉権者決定)	決定後通知予定

1.3 参加の辞退

参加表明書提出後に辞退する事業者については、提供した資料を廃棄のうえ、「資料廃棄証明書」(任意様式)及び「取り下げ願い書」(様式4)を提出すること。その際、提出書類には社名の記載と社印の押印及び契約締結権限者氏名の記載とその印を必ず押印したうえで提出すること。

なお、提出にあたっては、「6 参加の方法」の(2)に記載の提出窓口へ事前に電話連絡のうえ持参すること。

1.4 その他

- (1) 事業者から提出された書類等については、返却しない。
- (2) 参加に際して要した費用は、事業者の負担とする。
- (3) 事業者候補の決定までに、地方自治法施行令第167条の4に該当することになった場合は、優先交渉権を喪失するものとする。
- (4) 事業者選定後、契約書一式を締結する際には、双方協議のうえ事業の詳細についての仕様を定める。